

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から43年11月まで

昭和43年12月16日にA町役場に婚姻届を提出すると同時に夫が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。当時5年間^{さかのぼ}遡って保険料を納付したかったが、2年間しか^{さかのぼ}遡れないとのことで2年分を納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町が保管する国民年金被保険者名簿の記録では、申立人は、婚姻届を提出した昭和43年12月16日に国民年金に加入し、同一日に43年12月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を具体的かつ詳細に記憶していることから、申立内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、申立人の夫の昭和43年末のボーナスの一部を2年分の国民年金保険料の原資にしたと主張しており、申立人の夫は申立人の保険料を納付するのに十分な資力があったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金制度に対する関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月26日から52年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を51年6月26日に、資格喪失日を52年1月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月1日から52年3月1日まで
② 昭和63年5月1日から平成元年3月1日まで
③ 平成2年9月1日から3年4月1日まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で仕事をしていた。申立期間①については、厚生年金保険、失業保険ありという新聞の広告を見て応募した。申立期間②については雇用保険料を引かれており、申立期間③については雇用保険料に加え退職共済掛金もあったので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社の勤務については、同僚の証言及び申立人が提出した給与振込が記載されている通帳の写しから、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社での勤務期間については、当該通帳の写しを見ると、初回の給与の振込みが昭和51年7月31日、その後、同年12月までは同様に月末に振り込まれており、同社の給与は当月の後半（25日の可能性が高い。）で締められ翌月末払いであると推認されることから、同社での勤務の始期は51年6月26日とし、終期については、最後の振込みが52年2月8日であること及

び、その振込金額がほかの月の2割弱であることから、51年12月末日と推認される。

さらに、A社において、申立人と二人で同じ業務をしていた同僚が「私は申立人をよく覚えている。私たちは二人で同じ仕事をしており、私が申立人より後に入社したので、仕事内容などは申立人に習っており、自分の厚生年金保険被保険者記録があるので、申立人にもあるはずである。」と証言している。

加えて、A社の元上司及び元事務担当者は、「A社においては、一部の職種については雇用形態により厚生年金保険の加入手続きが行われなかったケースもあったが、特定の職種については必ず厚生年金保険被保険者としていたはずである。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は昭和51年6月26日から52年1月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ仕事をしていた同僚と業務内容、勤務時間が同様であったことからみて、社会保険事務所が保管する当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額が7万6,000円であることを踏まえ、これと同様の7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が誤ったとは考え難いことから、事業主は昭和51年6月26日の資格取得届及び52年1月1日の資格喪失届を行っておらず、その結果社会保険事務所は申立人に係る51年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、B社については雇用保険の記録はあるものの、同社は、「当社で申立人を採用した記録は見当たらない。」と回答している上、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げている同僚のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得も確認できない。

申立期間③については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、C社は、同社が保管している雇入通知書の記載内容から、「当時現

場事務所の工事期間での雇用は社会保険の適用外であり、申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったと思われる上、申立人が提出した建設業退職共済手帳について、同共済は厚生年金保険被保険者でない者が対象であった。」と回答している。

さらに、C社が加入する健康保険組合も申立人の組合への加入の事実は確認できないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載が無い上、申立人はC社に係る同僚の氏名を覚えておらず、その他の同僚からも証言は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和30年10月12日から平成8年8月21日まで、A社に継続して勤務していたが、同社B営業所からC事業部に転勤した昭和40年2月の厚生年金保険被保険者期間が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和40年2月及び同年3月の給与支給明細書、A社から提出された人事記録、健康保険組合の記録及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年2月21日にA社B営業所からC事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続についてのはっきりとした記憶は無いが、20 歳のときから国民年金に加入し、私の母親が町内当番の集金人に私の国民年金保険料を毎月納付していたはずである。

また、昭和 38 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分については、国民年金保険料納付済期間であるとの回答をもらったことから、39 年 1 月以降についても毎月納付しているはずなので、申立期間について国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、「一括納付は行っておらず、母親が毎月集金人に納付していたと思う。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 4 月ごろに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間に係る保険料は集金人に納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人に係る A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録から、昭和 38 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分については 46 年 12 月 2 日に特例納付していることが確認でき、

このときに申立期間についても特例納付したとすれば相当の金額となるが、申立人及び申立人の妻は、46年ごろにまとめて納付したことに係る記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、母がA町役場で納付しており、申立期間のうち数回は、私自身が同役場で納付したので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身も加入手続及び保険料の納付の大半に関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月以降に払い出されたことが推認できることから、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保有する国民年金手帳に、「はじめて被保険者になった日」は「昭和41年1月1日」と記入されていることから、申立人の申立期間は、国民年金の被保険者でなかったことが確認でき、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
申立期間については、会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続をした。納付した国民年金保険料の額は覚えていないが、きちんと納付していると思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 7 月に会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が平成 17 年 7 月まで住民登録していた A 市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和 53 年 8 月 29 日に国民年金に任意加入し、59 年 4 月 1 日に資格喪失した記録が確認できるのみで、60 年 7 月の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金に加入した形跡は無く、A 市及び社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）及び申立期間に係る保険料の納付場所や納付額に係る申立人の記憶が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 28 日から 34 年 12 月 14 日まで
結婚のため退職し、すぐに県外へ引っ越したため、会社から脱退手当金についての説明は受けておらず、脱退手当金は受給していないので、脱退手当金を受給していないと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日の前後2年以内に資格を喪失した者の中で、脱退手当金の受給資格がある6人のうち5人に脱退手当金の支給記録があり、受給した5人全員が当該事業所を退職後2か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人の元上司及び同僚5人からも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることはできず、このうち脱退手当金を受給している同僚の一人は、「自分で脱退手当金の請求をした記憶は無いので、会社が行ったかもしれない。」と証言している上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で働いていたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①については、申立人がA社に勤務していたことは、退職金共済手帳及び雇用保険の加入記録から確認できるものの、同社は申立人を臨時工として雇用しており、正社員ではなかったことから、厚生年金保険料を給与から控除していないと証言している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る資格取得日が昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 5 月 1 日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い上、当該期間における厚生年金保険料の控除に関する同僚の証言を得ることもできない。

申立期間②については、B社は、申立人が申立期間に勤務していた事実を確認できる関係資料は無いとしており、雇用保険の被保険者記録も無く、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る資格取得日が昭和 44 年 3 月 24 日から 45 年 2 月 9 日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い上、申立人が同事業所で同時期に勤務していたとする同僚や、その他の同僚からも勤務実態

に関する証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月21日から31年2月21日まで
私は、社会保険事務所から、申立期間について脱退手当金が支給されているとの説明を受けたが、手続を行った覚えは無いので、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理され、その支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金の支給を意味する記録があり、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間に勤務したA社において、昭和28年10月から51年4月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の中で、脱退手当金の受給資格がある10人のうち7人が脱退手当金を受給しており、その7人のうち4人が6か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の同僚から、「閉店後（業務終了後）に脱退手当金の説明を聞いたことがあり、当時、一時金はありがたいものであったので、女性はもらっているのではないかと思う。」と証言があることや当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月14日から同年12月18日まで
申立期間について、魚船に乗っており、船員手帳を持っているので、申立期間について船員保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記載内容及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、乗船し、雇入れされていたことは確認できる。

しかし、社会保険庁が保管する船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い上、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料も無い。

なお、申立人は船員手帳の記載内容から年金記録の訂正を申し立てているが、船員手帳は、申立人が船員法に定める船員であったことを証するものではなく、船員保険の被保険者であったことを証するものではなく、船員手帳に記載された雇用期間が、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで

前の会社を退職後、A事業所に型枠工として勤務した。同事業所在職中に健康保険により入院治療した記憶や退職後失業保険を受給したこともあるが、社会保険事務所の記録では、同期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

厚生年金保険の被保険者であったことを証明できる資料は持っていないが、勤務事実は間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の一部について、A事業所に勤務していたことは、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票書により確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A事業所に係る社会保険庁のオンライン記録には申立人の氏名は無く、申立期間の整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立人が申立人と同様に型枠工として勤務していたとする5人の同僚のいずれも、A事業所に係る社会保険庁のオンライン記録に氏名の記載が無い上、同僚の一人は、「A事業所からの仕事を申立人を含めた数人で請け負い、雇用保険及び健康保険組合についてはA事業所を通して加入していたが、厚生年金保険については加入していた記憶は無い。」と証言している。

加えて、A事業所は平成 14 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡し、その後継者も所在が不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
昭和 41 年 4 月 1 日から A 社に勤務しており、当時の基本給や健康保険料、雇用保険料の金額を記載した手帳を保管しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した解雇通知書及び A 社が提出した給与台帳の写しから、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、社会保険庁の記録によると、同社は平成 9 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前の記録は確認できないことから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は、「平成 9 年 10 月 1 日までは厚生年金保険に加入していない。」と回答しており、同社が提出した昭和 45 年の申立人に係る給与台帳の写しには、健康保険及び失業保険の保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人が健康保険、失業保険及び住民税を控除されていたとするメモにも厚生年金保険料の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。